

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会規則

(座長)

- 第1条 国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）に座長を置き、海洋政策担当大臣が委員の中から依頼する。
- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
 - 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

- 第2条 懇談会は、海洋政策担当大臣又は座長が招集する。
- 2 懇談会の招集に当たっては、委員に対し、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

(議事)

- 第3条 委員の過半数が出席しなければ、懇談会を開くことができない。

(関係者の招致)

- 第4条 海洋政策担当大臣又は座長は、懇談会の審議に必要があると認めるときは、関係者を招致することができる。

(会議の公開)

- 第5条 懇談会は非公開とする。

(庶務)

- 第6条 会議の庶務は、総合海洋政策本部事務局において処理する。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。